

内部統制について

■ 内部統制システム確立の状況

当金庫は、2006年5月開催の理事会において、労働金庫法施行規則第19条に掲げる「業務の適正を確保するための体制」、いわゆる内部統制システム確立の決議をしました。また、理事会の特別委員会である内部統制委員会において点検及び確認を行うとともに、2011年5月開催の理事会にて、2010年度の達成状況を以下のとおり確認いたしました。今後も、継続的に内部統制システムの整備を進め、その実効性確保に努めてまいります。

◆ 内部統制システムの決議内容と内部統制委員会が点検・確認した事項

業務の適正を確保するための体制 (労働金庫法施行規則第19条)	東海労働金庫の体制(決議内容)	決議事項に対する点検・確認事項
1.理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (労金法第38条5(5))	理事会は、法38条に定める事項に加え、当金庫として決議する必要がある事項、常勤役員等から報告を受ける事項を定めた理事会規程を設け、法38条5(5)が求める体制を整備している。	1.理事会議案、報告事項は理事会規程に基づき提案・報告され、理事会として業務執行の決定及び理事の職務の執行を監督しているか。 2.議案提案・報告事項は理事が行っているか。
2.理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	理事の職務の執行状況を事後的に確認するため、稟議書・常務会議事録等は庫内LAN(Notes)により、規程類は文書管理システム(RUNASY)にて閲覧可能としている。 これら規程類については今後も必要な整備・見直しを怠らないよう(理事会が)監督する。	1.常勤理事の職務執行状況は、理事会で報告されているか。 →(理事会で一般経過報告・個別報告はされているか) 2.重要な規程の新設・改廃について、理事会議案として提案され、承認しているか。 3.稟議決裁内容は担当役員以外の全ての常勤役員にも回覧され、確認・追認(常勤理事相互間監督が)されているか。 非常勤理事がいつでも確認できるよう保存しているか。 4.理事会が日常的な業務執行を負託している常務会の議事録は発言内容等明記した上で記名・押印されているか。
3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制	当金庫はリスク管理に関する規程を整備し、ALM委員会(下部組織に金利設定部会・資金運用部会)、コンプライアンス委員会、オペレーショナルリスク委員会(下部組織に事務リスク管理部会・情報安全管理部会・新商品検討部会)においてカテゴリー毎に管理している。これらの検討状況(議事録)は庫内LAN(Notes)で確認できる仕組みとなっている。今後、これらについても、適時・適切な報告を常勤部に求める等により監視する。	1.改訂金融検査マニュアルが規定する統合的リスク管理方針に基づき、リスク管理方針・リスクリミットを理事会で承認しているか。 2.統合リスク管理及び統合的リスク管理についてはALM委員会が、オペレーショナルリスクについてはオペレーショナルリスク委員会がそれぞれ適切に管理しているか。 3.各支店の内部統制監視について、平成19年度から配置した内部統制担当役員は機能しているか。 4.営業店から苦情・トラブル、事務ミスに関する報告は速やかになされているか。
4.理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	常勤理事の職務執行を効率的に行うため、当金庫は常勤理事職務権限規程をはじめ職務権限及び業務分掌に関する規程類を設けている。規程類の改廃については、(理事会議案以外であっても)必要に応じ説明を求める等、(理事会は)監視に努める。	1.常勤理事は金庫業務を効率的に運営しているか。運営に際しては相互監視・利益相反を考慮しているか。 2.常勤理事の効率的な職務執行のため、本部各部門の権限、管理・監督職の権限は明記されているか。 3.本部各部門は金庫規程に基づき適正に各業務を所管しているか。
5.職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	金庫は本部各部の業務を定める規程・要綱を金庫定款に基づき定めている。 職務執行に際して、法令等の検討が必要なものにはリーガルチェックを行っている。 内部監査において職員の職務執行が法令・定款に適合しているかを点検している。	1.業務運営規程・職務権限規程は定款に則しているか。 2.必要なリーガルチェックを受けているか。 3.職員の職務執行について、法令及び定款に違反なきことを理事会は確認しているか。 4.内部監査部門を活用しているか。

業務の適正を確保するための体制
(労働金庫法施行規則第19条)

東海労働金庫の体制(決議内容)

決議事項に対する点検・確認事項

6. 監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

監事の職務を補助すべき職員として監事会事務局担当を置いている。事務局担当以外にも、監事からの求めに応じて本部各部から必要な都度、人員を派遣しており、今後も同様の措置を講じる。

1. 金庫は監事機能の強化のため、監事会事務局担当者を配置しているか。

7. 前号の職員の理事からの独立性に関する事項

前号の監事会事務局担当職員の独立性を確保するため、当該職員の任命・異動等人事権に係る事項の決定には常勤監事に事前に同意を得ており、今後もこの扱いを継続する。

1. 監事会事務局担当職員の異動については事前に常勤監事の同意を得て行うこととしているか。人事考課についても、理事若しくは部長が行うことなく常勤監事が行っているか。

8. 理事及び職員が監事に報告するための体制その他監事への報告に対する体制

日常の業務執行を決定する常務会、その他重要な諸会議には必要に応じて常勤監事が出席し、意見を述べる体制を確保している。

1. 常勤監事は常務会・ALM委員会等、金庫主要会議に出席し、必要に応じ意見陳述できる体制を確保しているか。
2. 稟議書、事故報告書・苦情トラブル報告書についても常勤監事(を含め決裁者以外の役員)が確認しているか。

9. その他、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監事の監査が実効的に行われるためには内部監査部門との連携が必要である。監事会事務局は現在、必要に応じ監査連絡会議を召集しており、今後も同会議への参画も含め継続して積極的な協力体制を維持する。

1. 監査連絡会議若しくはそれに代わる連携体制を確保しているか。
2. 本部各部及び営業店は(監事)監査に必要な資料等を請求によりいつでも提出できる体制を整えているか。

10. 当該金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

子会社は現在、(株)東海労働金サービス1社である。子会社の取締役・監査役は当金庫の役職員が担当し、適切に監視している。また、子会社の決算内容及び子会社との連結決算は金庫理事会でも報告することとしている。

1. (株)東海労働金サービス取締役会には、金庫の役職員は取締役・監査役として出席し、代表取締役等の執行を監視し、監査役は取締役会を監視しているか。
2. 同社の事業内容は必要に応じて取締役である金庫役員から報告を受けているか。
3. 金庫の内部監査部門である監査部は内部監査の一環として同社の内部監査を行っているか。
4. 連結決算対象会社である(株)東海労働金サービスの決算内容は、金庫理事会で直接、同社代表取締役から報告を受ける他、連結決算内容についても報告を受け、業務の適正性を確保する仕組みとしているか。